



みどりこども園を利用される皆様へ



1. はじめに

【幼保連携型認定こども園の定義】

- ◇ 学校教育法と児童福祉法に基づき制定された『幼保連携型認定こども園教育保育要領』を指針とした教育及び保育を提供し、地域の子育て支援を行う施設です。
- ◇ 子どもの健やかな成長図られるよう環境を整え、心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としています。
- ◇ 家庭は愛情と躰を通して乳幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する場ではありますが、私たちは家庭において保育が困難な場合に保護者以外の大人に支えられながら、家庭に代わって保育をする場であり、また、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、乳幼児期なりの世界の豊かさに出会う場であることを目指します。さらには地域の様々な人との交流の機会を通して豊かな経験が得られる場であることも目指しています。

【こども園の職員】

- ◇ 倫理観に裏付けされた専門知識・技術及び判断力を有する有資格者が教育および保育に従事しています。

【保育の内容】

- ◇ 家庭との緊密な連携を下に、保護者の方の意向・子どもの状況や発達過程を踏まえ各家庭にあった保育を計画し実践いたします。お子さんとの安定した関係づくりについて保護者の方に指導や援助を行う役割も担っています。
- ◇ 保護者の方に子育てについての指導・援助を行う際には、各家庭の実態を踏まえ、保護者の方がお子さんの成長に気付き子育ての喜びが感じられるよう各家庭に応じた対応を致します。こども園を利用する一家族ずつにそれぞれ事情があり、家庭の子育て力も異なります。私たちは、それぞれの家庭にあった教育・保育の展開を目指しています。
- ◇ 保護者の方がこども園の活動に積極的に参加されることは、保護者の方の子育てを自ら実践する力の向上に役立ちます。
私たちは、一年を通して一貫した理念のもと活動を計画し実践します。
またそれが卒園まで連続して行われることを大切にしています。

【こども園の責務】

- ◇ こども園職員は、保護者の方と園児の不適切な養育関係が疑われるときは速やかに市町村や関連機関に通告する義務を担っています。また、園内で発生した不適切な行いについても同様に通報の義務を負っています。

(児童福祉法より)

2. 私たちの信念

【みどりこども園とは】

- ☆ 未就学児保育施設は、子どもの心と体の育ちを支える活動を行う所です。時間に対しお金でお子様を預かる託児所とは異なります。
- ☆ 私たちは、子どもにとってみどりこども園が『安定した生活が送れる変わらない毎日が連続した場所』であることを最も大切にしています。

【みどりこども園の専門性】

- ☆ 当該施設で働く職員は子どもの心と体を健全に育てる専門家です。保護者の方が子育てをする中で『我が子と生きていく喜び』と『子どもと一緒に困難を乗り越える力』が増えていく実感を味わってほしいと願い、様々な保育内容を考え提供しています。


【子どもの育ち】

- ☆ お母さんの妊娠や出産、保護者の方の休日により登園時間や方法が異なる…など、子どもなりに日常に起こる異変に気づいています。日常に起こる異変は、幼い子どもの気持ちを不安にさせるものです。
- ☆ 子どもは心が育つとき、大人を丁度良く振り回そうとします。大人を振り回す経験を通して、社会での振る舞い方を学習していきます。さらに子どもにとって心理的安全性が危うい時にこの行動が強まる傾向があります。子どもの言いなりになるのではなく、大人が主導権を持つことが大切です。子どもの気持ちを受け止めつつ、すべき行動を具体的に示してあげましょう。お子さんの気持ちを一緒に考え、“どうしたら気持ちが切り替わり、どうしたら立ち直るのか”など、お子さんと付き合うコツを掴んでいきましょう。
- ☆ 『自分が心細い時、不安な時に誰がどう寄り添ってくれたか』その繰り返しがお子さんの立ち直る力を育て、その子を象る人格となって形成されていきます。
- ☆ 立ち直る力をレジリエンスと言います。乳児期にその子にとって良いタイミングでケアされる経験や、不安な時誰かにくっつくことでホッとさせてもらう経験を繰り返すことで、『自分ってなかなか素敵じゃん』と思うことが出来ます。自分を自分で『良い存在』と捉えられることは人生を力強く生きる力になり、挫けても「また立ち上がろう」と思う強さにもなっていきます。反対に、「自分なんて…」 「どうせうまくいかない…」という気持ちを経験することを繰り返していくと、脳が委縮し変形してしまいます。生きていれば大変な時はだれにも必ずやってきます。お子さんと保護者の方がそれを一緒に乗り越える経験が親子の絆を強くし、やがてくる心と体の変化の時（第二次成長期＝思春期）を乗り越えるのに大きく役立っていきます。

2. 保育時間について

【入園時の慣らし保育】

- ☆ 保護者の方の職場復帰日の2週間前から慣らし保育を始めます。
入園時は、お子さんに過度なストレスがかかる時期であり SIDS（乳幼児突然死症候群）のリスクが高まるといわれています。
入園後は、お子さんの様子を注意深く観察し、変化がないか把握することが重要です。
- ☆ 最初は安心基地であるお母さんと一緒に過ごすことから始めます。
この期間は、おうちに帰った後の様子を知ることがとても重要な時期です。
これまで通りごはんを十分に食べ、ゆったり眠り、排泄にも異常がないかどうかを基準に、お子さんのストレス状況を把握します。その様子に合わせて、徐々に保育時間を伸ばしていきます。

経過	経験すること	保育時間	方法
1日目	【0・1歳児】日課の経験 【2歳児/以上児】あそび	9:30～ 10:00～ (1時間)	親子  保育士と
2日目			
3日目	【0・1歳児】日課の経験 【2歳児/以上児】遊び・食事	9:30～ 10:00～ (1時間30分)	
4日目	あそび・昼食・お昼寝	9:30～/10:00～ 起きるまで	
5日目			
6日目 (翌週)	登園～お昼寝	10:00～起きるまで	
7日目	登園～お昼寝	9:00～起きるまで	
8日目	登園～おやつ	9:00～14:30	
9日目	登園～降園		
10日目		勤務時間に応じた登降園	

※3歳以上児の慣らし保育は、利用開始1週間は半日登園（昼食まで）とし、その後はお子さんの様子に合わせて徐々に伸ばしていきます。

慣らし保育は2週間を目処にして進めますが、あくまでも目安です。

お子さんの様子を見ながら進めますので予定より時間がかかる事があります。

勤務時間の調整や家族の協力手配など、ご協力いただくことがありますのでご了承ください。

【兄弟で同時に入所する場合】

- ・基本的には園児一名に対し、保護者の方が1名付き添いください。（多胎児の場合を除く）

【兄弟下の子が入所する場合】

子どもは生活環境が変わると慣れるまで不安を感じる場合があります。

下の子の慣らし保育中に上の子に不安が強く表れる時には、上の子も一緒に降園していただくようお願いすることがあります。

※ 当園では入園後2か月間は特に慎重にお子さんのケアに努めます。

この期間の利用時間は8:00~17:00以内(クラス保育時間)となるよう、おうちの方のご協力をお願いいたします。

【利用にあたり、ご理解くださいますようお願い致します】

☆ 子どもにとって、子どもの求めるタイミングで求める形のケアをされる経験が大切です。自分を好きになり自信が持てると、周りの人も大切にできるようになっていきます。

『子どもの求めるタイミングでのケア』がないと子どもは不安を感じることがあります。しかし、子育ては忙しさの連続です。どうすることが安心なのか、どの程度してあげたらいいのかは、一概には言えません。子どもそれぞれ、安心の形は異なります。その子の安心の形を探って満たしてあげる必要があるのです。そのため、私たちの対応は家庭ごとに異なります。

私たちは、保護者の方に事情を伺い、お子さんの心身の状態と照らし合わせたうえでお子さんの将来がより明るく幸せになるであろう方法を提案致します。保護者の方の希望に沿わないこともあるかもしれません。「その方法を選ぶとこの子の人格形成にどう影響するかな」ということを話題の中心にしながら保護者の方と話し合い、どういう道を選ぶと良いのかを保護者の方が選び決定していけるよう一緒に考えます。

☆ 特別預かり保育期間(1号認定児)、土曜保育・早朝・夕方保育・園長保育(2・3号認定)の利用、転職や転園(退園)、妊娠や下の子の入園などをお考えの方は、園長に直接お申し出ください。

☆ 子どもの心理的安全性が揺らぐのは、長時間の保育利用時だけではありません。当園は保護者の方の平日休み・産休育休取得時の保育利用を制限していませんが、お子さんの心身の状態が良好でない時は、児童福祉法第18条の4の規定に沿い、利用時間について提案いたします。お子さんの心理的安全性確保のため、家庭保育を提案することもありますことをご承知ください。

☆ 小学校などを管轄する文部科学省では、『学校週5日制』を積極的に導入しています。これは、学校・家庭・地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などの様々な活動の機会を子ども達に提供するためです。豊かな社会体験や自然体験は、子どもが自ら学び考える力・豊かな人間性(道徳性や規範意識等)などの『生きる力』を育みます。

保護者の方の職業によって、働き方・休みの取り方は様々ですが、生きる力が育つ時期の子どもが犠牲にならないようにしたいものです。

土曜日保育・利用保育(一般的に大型連休となる時期の保育)を利用する場合は、お仕事の都合がつく時にはお子様に豊かな社会体験・自然体験ができる休日をご用意して頂くようお願い致します。